

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの期間及び同年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで  
② 昭和43年10月から44年3月まで

私の父は、昭和43年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の20歳からの国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の父親は、自身の保険料を制度開始から60歳に到達するまで申立期間を含めておおむね継続して納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は、いずれも3か月及び6か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和43年7月頃に払い出されていることから、当該払出時点では申立期間①の保険料は過年度納付、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人の父親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 58 年 1 月から 61 年 9 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、区役所から送付された納付書で 3 か月ごとに区出張所、郵便局及び金融機関で納期限内に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人が保険料を納付していたとする区出張所及び郵便局は、当該期間当時は既に開設され、保険料の収納業務が行われていたことが確認できることなどから、申立内容に不自然さはうかがえない。

一方、申立期間②については、申立人は「保険料の納付を途中で中断することもなく、遡って納付した覚えもない。」としているが、オンライン記録では、申立期間②の後の昭和 62 年 2 月に申立人に対して納付書が作成されたことが確認できることから、納付書の作成時点で、申立期間②のうち 60 年 1 月から 61 年 9 月までの全ての期間又は一部の期間が未納であったものと考えられる。

また、上記の納付書作成時点では、申立期間②のうち昭和 59 年 12 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間②直後の昭和 61 年 10 月からの厚生年金保険の加入に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶が明確でない。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 62 年 3 月  
④ 昭和 63 年 4 月から同年 12 月まで  
⑤ 平成 3 年 4 月及び同年 5 月

私は、母から、私の将来を考えて私の国民年金の加入手続を行ったと聞いたことがあり、母が自宅に来た郵便局の職員に国民年金保険料を払っていたのを見たことがある。また、母は区の出張所でも保険料を納付していたと思う。

申立期間①の保険料が未納で、申立期間②の付加保険料が未納とされ、申立期間③及び④の保険料が付加保険料を含めて未納とされ、申立期間⑤が国民年金に未加入で保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年2月頃に当時同居していたとする申立人の兄と連番で払い出されており、また、申立人が、「母が私の国民年金保険料と兄の保険料を一緒に納付していたかもしれない。」としているところ、56年4月から62年8月までの期間の申立人及びその兄の保険料の納付期間、納付頻度及び納付時期は、申立期間③を除き一致していること、及び兄は申立期間③の定額保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できること、母親が保険料を納付していたとする区出張所及び郵便局では、申立期間③当時、保険料の収納業務が行われていたことなどから、申立内容に不自然さはいかたがえ、申立人の申立期間③の定額保険料については、納付していたものと考えられる。
- 2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出され

た昭和55年2月頃の時点では申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の兄は申立期間①のうち昭和53年1月から54年3月までの期間の保険料を納付しているものの、年金手帳記号番号が払い出された後の昭和55年度の申立人とその兄の納付状況をみると、兄のみ前納していることを踏まえると、兄の納付済みとなっている53年1月から54年3月までの期間について申立人の保険料が未納となっていることを不自然とまでは言い難い上、申立期間①のうち52年12月以前については兄の保険料も未納である。

- 3 申立期間②及び③については、申立人は申立期間②の定額保険料を過年度納付により納付していること、申立人の兄も申立期間②及び③の定額保険料を過年度納付により納付していることがオンライン記録で確認できること、付加保険料は、制度上、遡って納付することができない。

また、申立人の兄も申立期間②及び③の付加保険料は納付していないことがオンライン記録で確認できる。

- 4 申立期間④については、申立人が当時居住していた区が作成した国民年金被保険者名簿索引票によると、申立人は、昭和62年12月10日から平成3年1月5日の時点まで「不在者」として扱われていたことが確認できることから、当該期間は申立人に対して現年度保険料の納付書は交付されなかったものと考えられ、また、申立人の所在地が判明し「不在者」からの回復処理が行われた平成3年1月時点では申立期間④のうち昭和63年9月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人の兄は申立期間④の保険料は付加保険料を含めて納付しているものの、申立人が厚生年金保険に加入した昭和62年9月以降、申立人及びその兄の保険料の納付頻度、納付期間及び納付時期は相違していることがオンライン記録で確認できる。

加えて、申立期間④は付加保険料の申出が行われていないため、制度上、付加保険料を納付することができない期間である。

- 5 申立期間⑤については、申立人の出入国記録では、申立人は申立期間⑤を含む平成3年4月19日から4年4月23日まで国外にいたことが確認できる上、帰国後に申立人が住民登録した区が作成した住民票では、申立人の従前住所地が国外であることが記載されていることから、当該期間は、制度上、任意加入手続を行わなければ国民年金に加入できない期間であるところ、申立人が国民年金に任意加入した時期は申立期間⑤直後の3年6月であることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人は申立期間⑤当初に任意加入手続を行った覚えはないとしており、申立人の母親からも任意加入手続の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

- 6 このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、

国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする申立人の母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の母親が申立期間①、②、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、これらの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 13317

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月

私は、会社を退職後すぐに国民年金の加入手続をし、後に口座振替で国民年金保険料を納付していた。昭和 60 年 7 月に転居した後も速やかに口座振替の手続をした。手続が遅れたとしても、納付書が送付されてくれば必ず保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、前住所地で申立期間の保険料を納付することを約束し、納付書を手入していたことがオンライン記録で確認できるほか、申立期間直後の昭和 60 年 8 月及び同年 9 月の保険料を同年 12 月に納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料を前住所地で入手した納付書で現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで  
私は、昭和53年4月頃に村役場で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初の昭和53年4月1日に国民年金に任意加入しており、国民年金保険料の納付意思があったと考えられるほか、当該加入時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直後から59年10月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 49 年 1 月に国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者となる直前の 61 年 3 月まで国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間であり、当該期間直前の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、昭和 49 年 1 月 10 日に任意で国民年金の被保険者資格を取得し 58 年 4 月 28 日に資格を喪失していることが申立人の所持する年金手帳で確認でき、この資格喪失日時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間についての納付書は発行されていたものと考えられ、申立人は、納付書が送られていれば保険料を納付しないはずがないと述べているなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳によると、当該期間は未加入期間であることが確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶も無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から平成元年 6 月まで  
③ 平成 3 年 10 月から 5 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 1 月に国民年金に加入し、既に国民年金に加入していた夫と一緒に付加保険料の納付を申し出て、以後は、私が付加保険料を含む夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、付加保険料については 5 年間納付した。その後、夫の保険料については年金の受給権を取得したので、62 年 4 月以降は保険料を納付しなかったが、私は受給資格期間 25 年のうち残り 5 年間は子供が独立してから納付しようとして計画し、保険料の納付済期間が 20 年になるまで私の保険料だけ 6 年間継続して納付した。申立期間①は、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の付加保険料を含む保険料が未納とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間当初の昭和 48 年 1 月頃に払い出されており、申立人及び一緒に付加保険料の申出を行ったとする申立人の夫が所持するそれぞれの国民年金手帳には同年同月 10 日に付加保険料の納付を申し出た旨の記載がされていることが確認できる。

また、加入手続後に申立人が国民年金保険料と一緒に納付していたとする夫は、当該期間の保険料及び付加保険料を上記申出の翌日である昭和 48 年 1 月 11 日に納付していること、当該期間直後の同年 4 月から同年 6 月までの期間の付加保険料を含めた保険料の領収日は夫婦同一日であることが、申立人及びその夫が所持する領収証書で確認でき、当該期間の保険料を付加保険料を含めて一緒に納付したとする

申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の保険料の納付額、納付頻度及び納付時期等の納付状況に関する記憶が明確でなく、申立期間②直後の平成元年7月から2年3月までの期間の保険料は過年度納付されているが、申立人は当該納付に関する記憶も無いと述べているなど、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間③直後の申立人の平成5年4月から8年4月に免除申請を行うまでの期間並びに申立期間②及び③を含む夫の昭和62年4月から平成8年4月に免除申請を行うまでの期間の保険料は未納となっており、申立人は、自身の上記期間の保険料及び夫の上記期間の保険料は未納であることを認識しながらも納付しなかったと述べている。

さらに、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から45年3月まで  
私は、昭和45年11月に結婚し、その直後に国民年金の加入勧奨を受けて加入  
手続をするとともに、20歳までの国民年金保険料を遡って納付した。申立期間  
の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月から10年3月までの申請免除期間を除き申立期間後の  
昭和45年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したとする時  
期は、第1回特例納付実施期間中であり、当時居住していた区の区報には、数回に  
わたり過去の未納保険料についても納付が可能である旨の記載があるほか、申立人  
の夫も申立期間を含む、20歳となった昭和42年\*月から45年3月までの期間の  
保険料を婚姻後の46年1月4日に特例納付及び過年度納付していることが特殊台  
帳で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険  
料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付し、保険料の領収証書も所持している。また、私が所持する年金手帳には、申立期間は強制加入被保険者期間と記載されており、還付金を受け取った記憶も無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格取得日が昭和43年2月13日付けで強制加入である旨が記載されている国民年金手帳及び申立期間の国民年金保険料を45年6月8日付けで過年度納付したことを示す領収証書を所持している。当該手帳及び当該証書には同年5月頃に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載されており、当該手帳記号番号については、2枚の特殊台帳が保存されており、旧特殊台帳には国民年金の資格取得日が43年2月13日強制加入から45年4月10日任意加入に訂正された記載があり、新特殊台帳の備考欄には、「カンプ 43.04～45.03 ¥5550 (48.06.09)」と記載されていることが確認できることから、申立期間は手帳記号番号の払出時点では強制加入期間とされていたが、その後、45年4月10日任意加入と資格取得日が訂正されたことにより、制度上、保険料を遡って納付することができない任意加入前の未加入期間となり、申立期間の保険料が還付されたものと推認できる。

しかし、申立人は、申立期間を含む昭和42年4月から46年3月までの期間は、家業を手伝いながら夜間部の大学に通学していたと述べており、当該大学の卒業証明書では、申立人が申立期間当時に二部の学生であったことが確認できることから、申立期間は国民年金の強制加入被保険者期間となるべき期間であり、上記手帳記号番号が払い出された時点で強制加入被保険者期間とされていた43年2月からの期

間が45年4月10日付けで任意加入と資格取得日が訂正され、申立期間が未加入期間とされる理由は見当たらず、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、申立期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年3月から50年3月まで  
② 昭和54年10月から60年3月まで

私は、時期は覚えていないが、夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人の納付書が送られてきたので、私が夫の国民年金保険料と一緒に近くの金融機関で納付していた。夫の保険料も未納となっている期間があるが、納付していたと思う。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間については、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期及び申立人から提出された領収証書の受領日から、申立人及びその夫の年金手帳記号番号は、50年12月頃に連番で払い出されたと推認できることから、申立人の夫は同年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、当該期間について申立人の保険料も納付したものと考えるのが自然である。

しかし、申立期間①のうち、昭和43年3月から49年12月までの期間については、夫は厚生年金保険に加入しており、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとの主張とは食い違い、納付したとは考え難い。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、夫が体調を崩すまでは自営業の経営は順調であり、夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、申立人の夫は、申立期間②のうち、昭和55年4月から56年3月ま



での期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立人も当該期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

しかし、申立期間②のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、オンライン記録により、申立人の夫の保険料も未納となっていることが確認できる。

また、申立人は、夫が体調を崩し、昭和 59 年頃から入退院を繰り返し、生活が苦しくなり、60 年 10 月から生活保護を受けるようになったと説明しているが、夫が体調を崩した時期についての記憶が明確ではなく、いつ頃から生活が苦しくなったことを背景として保険料が納められなくなったかは不明である。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、58 年 1 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月から 54 年 4 月まで  
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで  
③ 昭和 57 年 7 月  
④ 昭和 58 年 1 月  
⑤ 平成 5 年 2 月及び同年 3 月

申立期間①については、私が大学時代に 20 歳になったときに、私の母が国民年金の加入手続を行い、付加保険料の申出も行ってくれたので、当該期間の付加保険料が未納となっているのは納得できない。

申立期間②については、私は、昭和 55 年頃から一人住まいを始めたが、引き続き自身で国民年金保険料を納付していたので、当該期間の保険料が付加保険料を含めて未納となっているのは納得できない。

申立期間③については、私が厚生年金保険から国民年金への切替手続をきちんと行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたので、当該期間が未加入となっているのは納得できない。

申立期間④については、私が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に付加保険料の申出を行い、付加付きの保険料を納付していたので、付加保険料が納付したことになっていないのは納得できない。

申立期間⑤については、前後の期間が付加保険料も含めて納付になっているのに、付加保険料は納付したことになっていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、特殊台帳及び申立人から提出された年金手帳の国民年

金の記録欄により、昭和 53 年 6 月 10 日から申立期間②を含む 56 年 11 月 2 日までの被保険者期間中の 54 年 5 月 28 日に付加保険料の申出を行っていることが確認できる。

また、申立人は、昭和 55 年頃から一人住まいを始めたと説明しており、特殊台帳により、同年 5 月 30 日に転居し、56 年 3 月 31 日に別の区に転居していることが確認できるところ、55 年 4 月から申立期間②直前の同年 12 月までの期間及び申立期間②直後の 56 年 4 月から厚生年金保険に加入する前の同年 10 月までの期間の定額保険料及び付加保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、継続して定額保険料及び付加保険料を納付するとの意識が高かったと認められ、申立期間②は 3 か月と短期間である。

- 2 申立期間④については、申立人から提出された年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、国民年金に再加入した日と同日の昭和 58 年 1 月 25 日に付加保険料の申出が行われたと記載されていることが確認できる上、国民年金被保険者名簿においても付加年金納付該当日が同年同月同日と記載されていることが確認できる。

また、特殊台帳により、申立期間直後の昭和 58 年 2 月から 60 年 3 月までの定額保険料及び付加保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は 1 か月と短期間である。

- 3 申立期間①については、申立人から提出された年金手帳の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の加入時期から、昭和 54 年 5 月頃に払い出されたと推認できるところ、特殊台帳により、申立期間①の定額保険料は同年 6 月 17 日に過年度納付されていることが確認できる上、付加保険料は納付の届出をした月からの納付となり、制度的に過年度納付することはできない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和 53 年 6 月頃に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

- 4 申立期間③については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、オンライン記録により、申立期間③直前の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 57 年 7 月 19 日、申立期間③直後の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 8 月 25 日であることが確認できるところ、特殊台帳により、申立人は、56 年 11 月 2 日に国民年金被保険者資格を喪失し、58 年 1 月 25 日に再取得していることが確認でき、申立人から提出された年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の記載も特殊台帳の記録と同様であり、申立期間③についての被保険者資格の取得及び喪失の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

- 5 申立期間⑤については、オンライン記録により、平成4年度の前後の年度は定額保険料及び付加保険料を前納しているが、同年度は前納となっていないことが確認できる上、申立期間⑤の定額保険料は過年度納付されていることが確認できる。付加保険料は、制度的に定額保険料の納期限までに納付しなかった場合は、納付することはできない。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び58年1月の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年9月及び同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は24万円、7年1月及び同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は32万円、同年5月から同年9月までは28万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月から8年3月までは28万円、同年4月から同年9月までは32万円、同年10月から9年8月までは30万円、同年9月から11年3月までは32万円、同年4月から13年5月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から13年6月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。給与振込明細書等の資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年9月から7年4月まで、同年9月、8年6月から同年12月まで、9年7月、同年10月、同年12月、10年1月、同年4月、同年10月から同年12月まで、12年12月及び13年5月について、A社においては、支給月の給与から当月分の厚生年金保険料を控除していたと認められるところ、申立人から提出された当該期間の給与振込明細書により、保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合

う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与振込明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成6年9月及び同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は24万円、7年1月及び同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は32万円、同年9月は28万円、8年6月から同年9月までは32万円、同年10月から同年12月まで及び9年7月は30万円、同年10月、同年12月、10年1月、同年4月及び同年10月から同年12月までは32万円、12年12月及び13年5月は36万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成8年1月から同年5月まで、9年1月から同年6月まで、同年8月、同年9月、同年11月、10年2月、同年3月、同年5月から同年9月まで及び11年1月から同年12月までの期間について、当該期間の給与振込明細書は無いが、申立人から提出された8年分から11年分までの給与所得の源泉徴収票により、当該期間の保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高いことが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与所得の源泉徴収票において推認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成8年1月から同年3月までは28万円、同年4月及び同年5月は32万円、9年1月から同年6月まで及び同年8月は30万円、同年9月、同年11月、10年2月、同年3月、同年5月から同年9月まで及び11年1月から同年3月までは32万円、同年4月から同年12月までは36万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、平成7年5月から同年8月まで、同年10月から同年12月まで、12年1月から同年11月まで及び13年1月から同年4月までの期間について、当該期間の給与振込明細書及び給与所得の源泉徴収票は無いが、申立人から提出された預金通帳により、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い給与振込額が確認できる上、上記1及び2における訂正後の標準報酬月額から推認できる当該期間の保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額である。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記預金通帳に記載された給与振込額及び上記1及び2における訂正後の標準報酬月額から推認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成7年5月から同年8月までは28万円、同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月は28万円、12年1月から同年11月まで及び13年1月から同年4月までは36万円とすることが妥当である。

- 4 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与振込明細書等において確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、平成6年9月から13年5月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与振込明細書等において確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、そ

の結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成2年11月及び同年12月は30万円、3年1月は50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成3年2月28日から4年3月7日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月7日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月1日から3年2月28日まで  
② 平成3年2月28日から4年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与よりも低くなっている。また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、当初、平成2年11月及び同年12月は30万円、3年1月は50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月1日の後の4年3月7日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において、申立人のほかに19人の標準報酬月額が、平成4年3月7日付けで、申立人と同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社において社会保険事務を担当していた旨供述しているが、同社に係る商業登記簿謄本では、申立人の名前は確認できない上、同社の複数の従業員は、「当該期間当時、同社の給与計算・厚生年金保険の手続は社長が行っていたと思う。申立人も手続を担当していたかもしれないが、行っていたとしても社長の指示があったと思う。」と供述していることから、同社において、社会保険事務の実質的な



権限は代表取締役が有しており、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年11月及び同年12月は30万円、3年1月は50万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②のうち、平成3年2月28日から4年3月7日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年11月1日の後の4年3月7日付けで、3年10月の定時決定（50万円）の記録が取り消され、同年2月28日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社における資格喪失日が遡って平成3年2月28日と記録されている者は、申立人のほかに10人おり、いずれの者も同年10月の定時決定の記録が取り消された上で、資格喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人に係る資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である平成4年3月7日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成3年1月の標準報酬月額から、50万円とすることが妥当である。

3 申立期間②のうち、平成4年3月7日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降も同社に継続して勤務していたことが雇用保険の加入記録から確認できる複数の従業員に照会したが、当該期間の厚生年金保険料控除が確認できる資料を所持している者はおらず、同社の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年12月30日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額について、平成5年9月は50万円、同年10月及び同年11月は20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月1日から5年9月30日まで  
② 平成5年9月30日から同年12月30日まで

A社に顧問として入社し、入社から退職まで給与額は50万円に変更は無かったが、オンライン記録では、申立期間①の標準報酬月額が実際より低くなっているため、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いが、当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の平成4年2月から同年10月までの標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同年11月25日付けで、遡って同年10月の定時決定（50万円）が取り消され、20万円に減額訂正されている上、申立人と同様に、標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が事業主を含めて3人確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る給与からの保険料控除及び保険料の納付について当時のA社の事業主に照会したところ、回答を得られないものの、当該期間に同社で勤務していた複数の従業員は、同社は経営不振で資金繰りに苦慮していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年11月25日付けで行われた減額訂正処理は事実在即したものと考え難く、申立人について同年2月に遡って標準報酬月額の見直し訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年2月から5年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間もA社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年9月30日より後の6年1月6日付けで、遡って5年10月の定時決定（20万円）が取り消され、申立人の資格喪失日を同年9月30日とする処理がなされている上、申立人と同様に、事業主を含めた14人についても、6年1月6日付けで遡って被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、同社は当該期間も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る資格喪失処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成5年12月30日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年9月は50万円、同年10月及び同年11月は20万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額について50万円である旨主張しているところ、当時のA社の事業主に照会したものの回答を得られない上、申立人は同社の給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に平成5年10月の定時決定により、標準報酬月額が減額改定された従業員は申立人を含め8人確認できるところ、いずれの者も適正な日付（平成5年8月27日）に当該処理が行われていることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年5月から6年10月までは53万円、同年11月から10年2月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から10年3月31日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び銀行預金通帳を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成4年5月から6年10月までは53万円、同年11月から10年2月までは59万円と記録されていたが、同年3月6日付けで、4年から9年までの6回の定時決定の記録を取り消し、遡って、4年5月から6年10月までは8万円、同年11月から10年2月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同社の複数の役員についても、申立人と同様の処理が行われたことが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、同社の厚生年金保険の手続は、経理担当役員に全て任せていたため、詳細については不明である旨供述している上、当該経理担当役員からは回答が得られないものの、別の役員及び申立人は、上記処理が行われた当時の同社は経営状況が芳しくなく、資金繰りに苦慮していた旨供述している。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、上記処理日において、同社の取締役として申立人の氏名は確認できない上、同社の事業主は、申立人は社会保険の手続には関与していないと供述している。

さらに、申立人が提出した給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び銀行預金通帳によると、申立期間のうち、報酬月額が確認又は推認できる期間において、その額は当初のオンライン記録の標準報酬月額に見合う額であったことが確認できる上、当該期間のう

ち、厚生年金保険料控除額が確認又は推認できる期間においても、その額はおおむね当初のオンライン記録の標準報酬月額に見合う額であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年5月から6年10月までは53万円、同年11月から10年2月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 2 年 1 月まで  
私は、昭和 58 年 2 月頃に国民年金の加入手続を行い、以後国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が明確ではなく、申立人が所持している昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間に再交付されたものと推認できる年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間に係る資格得喪記録の記載は無い。

また、申立人に対しては、平成 10 年 8 月 26 日に、同年 6 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う国民年金への勧奨が行われ、同年 10 月 9 日に、2 年 2 月 1 日の国民年金被保険者資格喪失日及び 10 年 6 月 1 日の同取得日の資格記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該年金手帳において申立期間に係る資格得喪記録の記載が無いことを踏まえると、申立人は、申立期間直前の厚生年金保険被保険者資格喪失から当該記録追加時点まで国民年金の加入手続を行っていた事情はうかがえず、申立期間当時においては、申立期間を含む元年 11 月から 10 年 5 月までの期間は、制度上、保険料を納付することができない未加入期間であったと考えられる上、当該記録追加時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から60年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を2回に分けて居住地の社会保険事務所（当時）で納付し、その際、窓口で現金納付の領収証書を受け取ったことを覚えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に事業所に来訪した役所職員から、国民年金の加入手続をするように指導され、申立期間の国民年金保険料を昭和59年及び60年の2回に分割して所轄社会保険事務所で納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の63年9月頃に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該被保険者資格取得日は同年8月19日とされていることから、申立期間は、制度上、保険料を納付することはできない未加入期間である。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号と上記の国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持し、別の手帳を所持していた記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が納付したとする保険料合計額は、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とは大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 1 月までの期間、同年 3 月、同年 4 月、41 年 6 月、同年 7 月、48 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 38 年 1 月まで  
② 昭和 38 年 3 月及び同年 4 月  
③ 昭和 41 年 6 月及び同年 7 月  
④ 昭和 48 年 9 月及び同年 10 月

私は、しばらく国民年金保険料を納めていなかったが、昭和 51 年 9 月から施設の職員となり、収入が安定したので、53 年に第 3 回特例納付の手続を行い、それまで未納だった期間の保険料を何回かに分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、第 3 回特例納付により、申立期間①、②、③及び④を含むそれまでの未納期間について、何回かに分けて国民年金保険料を納付したとしており、申立人が当該特例納付実施期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、57 か月分の保険料が当該特例納付により納付されていることが確認できるものの、申立人は、当該特例納付による保険料の具体的な納付時期、納付場所及び納付金額の記憶は明確ではない。

また、これらの申立期間は平成 3 年 1 月 18 日に国民年金被保険者期間として資格記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点までは申立期間は国民年金の未加入期間であったほか、申立人の上記被保険者名簿及び特殊台帳においても、申立期間は、国民年金の未加入期間であったことが確認でき、当該特例納付により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人がこれらの申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付してい



たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私の母は、学生も国民年金への加入が義務化されたので、私の国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を遡って納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生の国民年金への加入が義務化されたので、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、20歳時に遡って国民年金保険料を納付してくれたとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年3月頃に払い出され、申立人が所持する年金手帳には当該手帳記号番号及び学生が強制加入となった3年4月1日を被保険者資格取得日とする日付が記載されており、申立期間は、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、加入手続並びに保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が明確ではない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から9年9月まで  
私は、結婚する前に申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前に国民年金の加入手続を行い、婚姻直前の平成9年8月又は同年9月に申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとしているが、申立人の基礎年金番号は10年3月に付番されており、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所に関する記憶が明確でなく、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号又は別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶も明確でない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月まで  
私は、会社を退職した後の昭和 54 年 1 月に役場で国民年金の加入手続を行い、役場の窓口で国民年金保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年1月に国民年金の加入手続を行い、役場窓口で国民年金保険料を一括で納付した。」としているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は57年1月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は上記の国民年金手帳の記号番号のみが記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳をそれぞれ1冊所持しているが、別の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付時期及び保険料額に関する記憶が明確でなく、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13314 (事案 4458、7658、10699 及び 12530 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料並びに 45 年 10 月から 49 年 6 月までの期間及び 62 年 1 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 10 月から 49 年 6 月まで  
③ 昭和 62 年 1 月

私たち夫婦は、私が昭和 45 年 1 月に会社を退職した直後から国民年金に強制加入となり、その後の夫婦の国民年金保険料を一緒に納付し、45 年 10 月からは、私の付加保険料も合わせて納付していた。申立期間①の定額保険料が未納で、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 49 年 7 月頃に払い出されていることが確認でき、この払出時点では当該期間のうち 47 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、所轄社会保険事務所(当時)の手帳記号番号払出簿でも、当該期間を含む 44 年から上記の手帳記号番号払出時点までの期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録が無く、また、申立期間②の付加保険料については、制度上、手帳記号番号払出時点から遡って納付すること、及び定額保険料を納付せず付加保険料のみを納付することはできず、申立期間③の付加保険料についても、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付することができないなど、当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 3 日、22 年 6 月 16 日及び 23 年

4月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、4度目の申立てを行い、申立人の義妹から、申立人夫婦が国民年金に加入し、夫婦一緒に保険料を納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は昭和46、47年頃から62年ぐらいまでの期間に関するものであり、納付していたとする時期を特定することができず、当該期間には納付済みと記録されている期間も含まれている。また、申立人の妻の店で勤務していた元従業員から当時の保険料の納付状況について聴取してほしいとの要望が申立人からあったが、元従業員から、申立人が付加保険料に加入していると聞いたことがあるとの証言が得られたものの、この証言内容は45年頃から62年ぐらいまでの期間に関するものであり、加入していたとする時期を特定することができず、当該期間には付加保険料を納付済みと記録されている期間も含まれているなど、申立人の義妹及び元従業員のいずれの証言も当初の決定を変更するに足りる具体的な説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできないとして、平成23年11月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、5度目の再申立てを行い、その義兄から、申立人は昭和45年1月に厚生年金保険適用事業所を退職した直後に国民年金に加入し、その後申立人夫婦は一緒に保険料を納付し、申立人は付加年金制度の開始当初から付加保険料も合わせて納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は当初の決定を変更するに足りる説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13315 (事案 8591、10700 及び 12531 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 62 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 1 月まで

私たち夫婦は、夫が昭和 45 年 1 月に会社を退職した直後から国民年金に強制加入となり、その後の夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人及びその夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を一緒に納付していたとする夫も、昭和 45 年 1 月は国民年金の未加入期間であり、同年 2 月から 48 年 3 月までの期間の自身の保険料が未納となっているほか、申立人は、夫が 45 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を退職した直後から夫婦の保険料を納付し始めたとしているが、夫の国民年金手帳の記号番号は 49 年 7 月以降に払い出されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①について再申立てを行うとともに、申立期間②及び③について新たに申立てを行っているが、申立期間①については、再申立てにおいても、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当該期間の保険料を夫婦

一緒に納付していたと説明しているが、申立人は自身の前回の申立て並びに夫の前回及び前々回の申立てにおける説明内容から、当該期間の保険料を納付していたかどうかに関して記憶が曖昧である。申立期間②は、申立人は当該期間の保険料を納付していたとしているが、前回の申立て並びに夫の前回及び前々回の申立てにおいては、自身の保険料の免除申請を行った記憶もあると説明しているほか、昭和 59 年度の保険料の免除申請が昭和 59 年 7 月 2 日に行われ、同年 8 月 7 日に免除処理が行われていること、及び 60 年度の保険料の免除申請が 60 年 6 月 28 日に行われ、同年 7 月 12 日に免除処理が行われていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、平成 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①について再々申立てを行うとともに、申立期間②及び③について再申立てを行い、申立人の妹から、申立人夫婦が国民年金に加入し、夫婦一緒に保険料を納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は昭和 46、47 年頃から 62 年ぐらいまでの期間に関するものであり、納付していたとする時期を特定することができず、当該期間には納付済みと記録されている期間も含まれているなど、当初の決定を変更するに足りる具体的な説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 23 年 11 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、4 度目の再申立てを行い、その兄から、申立人の夫が昭和 45 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を退職した直後から、申立人夫婦と一緒に保険料を納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は当初の決定を変更するに足りる説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 52 年 8 月から 60 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 7 月まで  
② 昭和 52 年 8 月から 60 年 2 月まで

私は、専門学校を卒業した時に父に勧められて国民年金に加入し、毎月、区役所で国民年金保険料を納付していた。加入当初は 1,500 円程度であった保険料額が、その後は 6,000 円程度となったこと、私が区役所に行けない時には、母に納付書と現金を渡して保険料を納付するように頼んでいたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初の昭和 51 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 63 年 9 月頃に払い出されており、加入手続の時期が相違している。

また、上記手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 9 月の時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在、上記の国民年金手帳の記号番号のみが記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳をそれぞれ 1 冊所持しているが、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶が明確でなく、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①直後の昭和 51 年 8 月 23 日から申立期間②の始期の 52 年 8 月 21 日まで厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録で確認できるが、申立人が勤務していた厚生年金保険適用事業所への就職及び退職の際に、国民年金被保険者資格の喪失及び再取得の手続を行ったかどうか覚えていないとしており、国民年金と厚生年金保険との切替手続について記憶が明確でない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から9年8月までの期間及び10年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月から9年8月まで  
② 平成10年2月

私は、会社を退職した後の平成10年2月か3月頃に、母と一緒に村役場で私の国民年金の加入手続を行った。その時に私と母は納付することが可能な2年分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する平成9年9月17日に交付された年金手帳の「国民年金の記録(1)」の最初の欄には、国民年金の第1号被保険者資格を10年2月1日に取得したことが記載されているものの、当該期間の資格得喪記録は記載されていないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が国民年金の加入手続及び当該期間の保険料を納付したと説明する時期では、当該期間のうち8年1月から9年3月までの期間は過年度保険料となるが、申立人が保険料を納付したと説明する村役場窓口では過年度保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が平成10年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、国民年金の未適用者であったため、11年8月24日に未適用者一覧表が作成されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人は、上記一覧表作成時点で国民年金の加入手続を行っていなかったものと推察される。

また、当該期間直後の10年3月から同年6月までの期間の保険料は12年4月13日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で

は当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な納付方法等に関する説明を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 4 年 3 月まで

私は、母から私の国民年金の加入手続を行い、加入当初から結婚するまでの国民年金保険料を納付していたと聞いている。また、妹及び弟の加入当初の保険料も母が納付していたと聞いており、私の保険料だけ納付していないということはあり得ない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付額及び申立期間直後の資格喪失の届出等に関する記憶が明確でない。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は平成 6 年 8 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する年金手帳のほかに別の年金手帳を紛失したことはないと思うと述べているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私は、大学を卒業した平成元年4月から6年4月に就職するまでの期間のうち、国民年金に加入していた期間の国民年金保険料については、1年分を一括して納付し、その後の保険料は免除申請を行った。申立期間の保険料についても納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成4年5月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成元年4月から6年4月までの期間に一度、1年分の保険料を一括して納付したと述べており、オンライン記録によると、制度改正に伴い学生が国民年金の強制加入被保険者となった3年4月から4年3月までの期間の保険料は、5年1月19日に一括で過年度納付していることが確認でき、その後の4年4月から6年3月の期間は申請免除期間であるなど、申立人の申立内容は、申立期間より、むしろ申立期間後の納付記録と合致している。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 13326 (事案 12944 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に短大を卒業した後、父に国民年金の加入手続をしてもらい、当初は父に国民年金保険料をまとめて納付してもらったこともあったが、仕事を始めてからは自身で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続及び加入当初に保険料を納付してくれたこともあったとする父親から保険料納付の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、ii) 申立人は、加入手続を父親にしてもらったとする時期及び父親にまとめて納付してもらったとする保険料の納付時期、納付期間及び納付金額に関する記憶が曖昧であり、仕事を始めてから自身で納付したとする保険料の納付時期、納付期間、納付場所及び納付金額に関する記憶も定かでないこと、iii) 国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 9 月の時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできない期間であったほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 3 月 7 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、自身の所持する年金手帳の国民年金に係る「初めて被保険者となった日」の欄に、昭和 58 年 4 月 1 日の記載があり、社会保

險事務所（当時）の印もあることから、その時期に国民年金に加入している証拠であり、保険料を納付していたとして再度の申立てを行っているが、同手帳の日付は、加入手続を行った際に、強制加入期間の初日まで遡って記載されるものであり、加入手続日を特定するものではないため、当該主張をもって委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの期間及び11年9月から12年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から3年3月まで  
② 平成11年9月から12年10月まで

私の母は、私が海外へ留学し、20歳になった平成2年\*月末頃に私の国民年金の加入手続を行い、留学中の申立期間①の国民年金保険料は母が納付してくれた。帰国後の7年6月頃からは保険料の納付を母から引き継いで私が納付していた。11年6月に会社退職後は国民年金への切替手続をすぐに行い、申立期間②の保険料は、納付書でいろいろな金融機関で納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続及び当該期間の国民年金保険料を納付していたとする母親は、平成2年\*月末頃に加入手続を行い、加入当初から1か月ごとに口座振替で保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の3年4月頃に払い出されており、当該期間直後の同年4月から8年3月までの期間の保険料は1年ごとの前納となっているなど、母親の記憶と合致していない。

また、申立人は、当該期間を含む平成2年3月から7年6月までの期間は海外に居住していたとしており、入国管理局の出入国記録でも申立人が2年3月19日に海外出国していることが確認できる。海外居住期間は国民年金の任意加入適用期間となり、申立人は3年4月24日に国民年金に任意加入し、海外から帰国した7年6月12日に強制加入に被保険者資格変更していることがオンライン記録で確認できることから、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間②について、申立人は当該期間の保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が明確でなく、当該期間のうち平成12年10月分の保険料は、時効期間納付を理由に同年12月分の保険料として14年12月に充当処理されていることがオンライン記録で確認できることから、12年10月は時効により保険料を納付することができなかったほか、当該期間直後の同年11月の保険料は14年12月13日に過年度納付されており、当該納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで  
私は、平成3年度から、学生であっても国民年金保険料を納付しなくてはならない制度となったため、申立期間の保険料を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月から制度が変わり、学生でも20歳を過ぎている者は国民年金に加入して国民年金保険料を納めなければならなくなり、いろいろと迷った末に、国民年金に加入して一年分の保険料をまとめて納付したと説明しているが、オンラインシステム及び申立人の実家のある市における国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認による調査の結果、平成3年度に申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、手帳記号番号の払出しがなければ納付書が発行されることはないことから、保険料を納付することはできない。

また、申立人の実家のある市の広報誌において、制度改正に至った経緯についての説明と共に、往復はがきによる加入勧奨を兼ねたアンケート調査を実施するので、学生は近くの出張所か戸籍住民課で早めに加入手続を行うよう周知する記事及び免除については国民年金課に相談及び問合せを行うようにとの記事が掲載されていることから、申立人自身が加入手続を行う必要があったが、申立人は、口頭意見陳述の場においても加入手続及び保険料の納付についての具体的な記憶が無いと説明しており、加入手続及び納付の状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から53年11月まで

私の母は、私が大学を卒業して入社した会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、昭和47年頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母が私の保険料を納付していたことを母、兄及び妻から聞いており、領収証書を見せてもらった記憶がある。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和47年頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、59年8月頃に夫婦連番で払い出されたことが推認でき、同時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人が主張する昭和47年頃に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、当時の納付状況は不明である。

加えて、申立人及びその妻並びに申立期間当時両親と同居していたとする申立人の兄は、いずれも母親が申立人の保険料をいつまで納付していたのかに係る記憶が明らかではない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 53 年 2 月まで期間、54 年 3 月から同年 5 月までの期間、58 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 4 月から 62 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月から 53 年 2 月まで  
② 昭和 54 年 3 月から同年 5 月まで  
③ 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 59 年 4 月から 62 年 10 月まで

私は、20 歳の頃（昭和 52 年頃）に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び④の国民年金保険料は、私が母にお金を渡して母が納付してくれ、申立期間②及び③の保険料は当時勤務していた会社が納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、昭和 52 年に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の加入時期から 54 年 5 月頃に払い出されたと推認できるところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、申立人は同年 3 月 21 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。
- 2 申立期間②及び③については、申立人は、昭和 54 年 3 月に退職して間もなく、58 年 7 月に厚生年金保険被保険者資格を取得している会社に就職し、同社が、厚生年金保険適用事業所になるまでの間、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日（58 年 7 月 1 日）に申立人と同じく厚生年金保険被保険者資格を取得している事業主及び二人の従業員は、当該資格取得前に国民年金には加入しておらず、ほかの一人は国民年金には加入しているが保険料は未納となっていることから、当該事業

所が申立期間②及び③の保険料を納付していたとは考え難い。

また、国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和54年3月21日に被保険者資格を取得し、58年7月1日に被保険者資格を喪失するまで継続して国民年金に加入し、54年6月から55年3月までの保険料は納付済み、同年4月から58年3月までの期間は申請免除の記録となっていることが確認でき、申立人の主張と食い違っている。

- 3 申立期間④については、申立人に対して初めて国民年金手帳記号番号が払い出された区において、別の手帳記号番号が昭和59年5月頃に払い出されていることが国民年金被保険者名簿で確認できるが、当該手帳記号番号は、同年6月21日に重複払出しを理由に取消処理され、申立人の年金記録は、当初の手帳記号番号に係る被保険者名簿で管理されていたと認められるところ、当該被保険者名簿において申立期間の保険料は未納であり、オンライン記録と一致する。

また、申立人の母親は、申立人の保険料の納付についての記憶が明確ではなく、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間④における納付状況は不明である。

- 4 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月頃から25年8月頃まで  
A社(現在は、B社)C支店に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の資料も無く、はっきりしたことは覚えていないが、同支店では、臨時ではなく正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間当時に被保険者記録がある元従業員に照会したところ、2名の元従業員が、申立人は同支店の売場で勤務していたことを覚えていると回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同支店で勤務していたことはうかがえる。

しかし、現在、B社の人事関係業務を行っているD社は、昭和24年以降に在籍した正社員及び嘱託社員については、在籍者名簿及び退職者名簿に記録しており、上記の申立人を覚えていると回答した2名の在籍はこれらの名簿により確認できたが、申立人の氏名は見当たらず、A社C支店における申立人の勤務について確認することができないと回答している。

また、D社は、資料は残っていないが、上記の名簿に記録のある社員は厚生年金保険に加入するが、それ以外の者は厚生年金保険に加入しない雇用形態の従業員であり、申立人は厚生年金保険には未加入であったことが推測される旨回答している。

さらに、A社C支店の複数の元従業員が当時の申立人と同様の業務従事者として挙げた18名のうち4名は、同支店に係る被保険者名簿で被保険者として確認できない。

なお、申立人が名前を挙げたA社C支店の元上司は連絡先が不明であり、元上司に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、給料支払明細書に厚生年金保険料の控除が記載されている申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 51 年 7 月分から 52 年 5 月分まで (51 年 11 月分及び 52 年 1 月分を除く。以下同じ。) の給料支払明細書により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録より、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 9 年 4 月 1 日であり、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

一方、申立人から提出された昭和 51 年 9 月分から 52 年 4 月分までの給料支払明細書では、「厚生年金」の欄に控除額 (1,000 円) が記載されていることが確認できる。

しかし、A社の現在の事業主は、当時の資料は保存されておらず、元事業主は既に他界し、事務担当者も不明であるが、申立期間当時、同社は、厚生年金保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと思われる、また、同社では、社員旅行福利積立のための「親睦会費」として毎月の給与から 1,000 円を控除していたので、給料支払明細書の「厚生年金」欄の金額は、「親睦会費」の金額であると思われると回答している。

また、給料支払明細書の「厚生年金」の欄に記載されている控除額 (1,000 円) については、当時の厚生年金保険料の最低額にも満たない金額であり、当該給料支払明細書の所得税額の計算に当たって、社会保険料として控除額に算入されていないことが確認できる。

さらに、給料支払明細書では、健康保険料が控除されておらず、昭和 52 年 5 月分の同明細書では、「厚生年金」の欄が「親睦会費」の欄に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人が記憶していたA社の元同僚は、所在が不明のため、申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 21 日から 16 年 4 月 16 日まで

A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額に見合う標準報酬月額になっていない旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、平成 11 年 1 月から同年 12 月までは、標準報酬月額を 36 万円に訂正する必要があるが、それ以外の期間については、確認できる資料が無い等の理由で、記録の訂正を認めることができないとの通知を受けた。

その後、新たな給与振込口座が判明したことから、再度申し立てたところ、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、記録の訂正の必要は認められないとの通知を受けた。

A 社に勤務していた期間は、平成 11 年を含めて、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬額よりも高い給与を受けていた。今回は、新たな資料として、平成 15 年分及び 16 年分の給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を、報酬額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料より高額であることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 36 万円に訂正し、8 年 10 月 21 日から 11 年 1 月 1 日まで及び 12 年 1 月 1 日から 16 年 4 月 16 日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらないことから、年金記録の訂正は必要でないとして、既に当委員会の決定に基づき、23 年 9 月 7 日付けで通知が行われている。

その後、申立人は、新たに給与振込口座が判明したとして、再度申し立てている。

しかし、申立期間のうち、平成8年10月21日から13年10月1日までの期間については、申立人の情報に基づく給与振込先金融機関において、「取引明細表」が保存されていないことから、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額の保険料が控除されていたことについて確認することができないこと、13年10月1日から16年4月16日までの期間については、その一部期間において、給与振込先金融機関から提出された「取引明細表」で確認できる振込入金額は、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）に応じた保険料を基に算出した振込金額と一致することなどから、既に当委員会の決定に基づき23年12月21日付けで年金記録の訂正は必要ないとの通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として平成15年分及び16年分の給与所得の源泉徴収票を提出し、再々申立てを行っている。

申立期間のうち、平成15年1月1日から16年4月16日までの期間について、申立人から提出された15年分の給与所得の源泉徴収票には、「社会保険料等の金額32万6,999円」と記載されているところ、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）に応じた年間の保険料額は29万7,599円で、上記社会保険料等の金額に比べ2万9,400円の不足額がでるが、申立人は、義母の国民健康保険料を支払っていたと供述していることから、申立人の住所地を管轄する区役所に確認したところ、15年における国民健康保険料の均等割分は2万9,400円であったと回答している。

また、平成16年分の給与所得の源泉徴収票には、「社会保険料等の金額9万6,008円」と記載されているところ、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）に応じた年間の保険料額は9万5,810円で、上記の社会保険料等の金額とおおむね一致していることが確認できる。

申立期間のうち、平成8年10月21日から15年1月1日までの期間について、申立人から新たな資料は提出されず、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、申立人から提出された新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 18 日から平成元年 9 月 1 日まで  
② 平成 7 年 8 月 17 日から 10 年 6 月 16 日まで

A社における被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっている。入社当初の3か月は試用期間で20万円の契約だったが、昭和63年10月からは正式採用となり、残業代を含めて29万円から30万円くらいの給料をもらっていたので調査して正しい記録に訂正してほしい。また、同社に再入社して勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には以前と同じ待遇で再入社し、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の事業主からは回答が得られないことから、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録により、申立人の資格取得日の前後の時期に被保険者資格を取得している従業員3人の標準報酬月額を確認したところ、全員が申立人と同じく平成元年9月に随時改定され、かつ、改定後の標準報酬月額は、申立人と同様の等級差（5等級から6等級の差）となっていることが確認できる。

さらに、上記従業員3人に照会したところ、回答のあった一人は給与支給明細書を保有していない旨回答していることから、申立期間①当時の厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①に係る報酬月額が29万円から30万円くらいであった旨主張しているが、当該期間に係る給与支給明細書、源泉徴収票等の保険料控除額

を確認できる資料を保有していないことから、当該期間当時の報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、平成6年3月4日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間②に係る同社での厚生年金保険の取扱い及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の居住地を管轄する区役所の国民健康保険の加入記録によると、申立人は、申立期間②を含む平成7年8月1日から22年5月2日まで国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②を含む平成7年8月1日から22年5月1日までの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立人が姓のみを記憶している同僚及びA社において平成6年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している従業員12人の計13人に照会したところ、回答のあった9人のうち8人は資格喪失後も引き続き同社に勤務し、8人のうち3人は、資格喪失後は国民年金及び国民健康保険に加入したと回答しており、当該3人のうち二人は、厚生年金保険の資格喪失に当たり事業主から国民年金及び国民健康保険に加入するよう指示があった旨供述している。

また、上記回答のあった従業員9人のうち3人は、自身がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した以降の給与支給明細書の一部を保有しているが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 48 年 2 月まで  
② 昭和 49 年 6 月 29 日から 61 年 2 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）D工場に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社には、パートとして勤務しており、また、B社D工場には、申立期間②も継続して勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、A社に勤務していた従業員の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険の被保険者資格取得の届出に関する申立期間①当時の資料を確認したが申立人に関するものは無く、勤務を確認できない旨回答している。

また、申立人は、A社にパートとして入社したとしているところ、同社は、申立期間①当時、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入していたが、パート社員は厚生年金保険には加入していなかったと思われる旨供述している。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金は、申立期間①中の昭和 46 年 6 月\*日に発足しているところ、同基金から提出された「厚生年金基金発足時加入員届」に申立人の氏名は見当たらない上、同基金は、申立人が退職したとする 48 年 2 月当時、同社から届出された資格喪失届においても、申立人の氏名は確認できない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、C社の事業主及び従業員の回答により、申立人は、B社D工場に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は、B社D工場に関する人事記録及び賃金台帳等の資料を保存していない上、当時の人事担当者は既に死亡しており、元工場長からも申立人の勤務内容等について確認が取れなかった旨回答している。

一方、申立人は、B社D工場に正社員として入社し、その後パートで働いたとしていることから、C社に申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、同社は、厚生年金保険には正社員のみ加入させ、パート社員は加入させておらず、パート社員は雇用保険にのみ加入させていたと思われる旨回答している。

また、C社の人事担当者は、申立人の正社員からパート社員への変更時期は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和49年6月末頃と推測される旨供述している。

さらに、申立人は、B社D工場における当時の上司及び同僚を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間②に係る勤務形態等について確認することができない。

加えて、B社D工場に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる従業員7人に照会したところ、回答を得られた従業員一人は、同社は、申立期間②当時、正社員のみ厚生年金保険に加入させていたと思う旨回答している。

その上、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、具体的な記憶が無く、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から 46 年 4 月まで  
② 昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 5 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、A社にウエイトレスとして勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、当該期間当時、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人が主張するA社の所在地を管轄する法務局の商業登記の記録から、A社と同商号の法人であるC社が確認できるところ、同社の事業主は、当該期間当時、申立人が記憶している所在地で営業していたが、資料が残っておらず、当時のことが分かる者もいないため、申立人が在籍していたか否か不明であるが、当該期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与からは所得税のみ控除していた旨回答している。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、これらの者から、申立人のA社における勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和49年5月頃までB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人のB社における雇用保険の記録では、離職日が昭和47年4月30日となっており、厚生年金保険の資格喪失日の記録と符合している。

また、B社は、当時の書類等が残っていないため、申立人の在籍期間は不明と回答しており、D健康保険組合は、申立人に係る加入記録については保存期間経過のため、確認できないと回答している。

さらに、申立期間②にB社において被保険者記録のある同僚4人のうち、一人は既に死亡しており、一人は所在不明である。また、残る二人からは申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができなかった。

加えて、B社において申立期間②に被保険者記録が確認できる50人に申立人の同社における在籍期間等について照会したところ、37人から回答があったが、申立人を知っているとする3人は、いずれも申立人の在籍期間は分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。